

東京高等裁判所 令和●●年(〇〇)第●●号 更正処分取消及び不法行為に基づく慰謝料請求、
独立当事者参加控訴事件

国側当事者・国(長岡税務署長)

令和4年4月20日棄却・確定

(第一審・新潟地方裁判所、令和●●年(〇〇)第●●号(以下「第1事件」という。)、令和●●
年(〇〇)第●●号(以下「第2事件」という。)、令和3年10月14日判決、本資料271号-
116・順号13618)

判 決

控訴人兼被控訴人	株式会社A (以下「原審原告」という。)
同代表者代表取締役	甲
被控訴人兼控訴人	甲 (以下「原審参加人」という。)
被控訴人	国 (以下「被控訴人」という。)
同代表者法務大臣	古川 禎久
処分行政庁	長岡税務署長 谷田川 成揮
指定代理人	奥江 隆太
同	山元 智晶
同	井坂 景子
同	渡邊 敬子
同	大谷 和志
同	角木 渉

主 文

- 1 本件各控訴をいずれも棄却する。
- 2 控訴費用のうち、被控訴人と原審原告との間に生じた費用は原審原告の、被控訴人と原審参加人との間に生じた費用は原審参加人の、原審原告と原審参加人との間に生じた費用は各自の負担とする。

事実及び理由

第1 原審原告の控訴の趣旨

- 1 原判決中原審原告敗訴部分を取り消す。
- 2 被控訴人は、原審原告に対し、7億2450万円及びこれに対する平成25年3月25日から支払済みまで年5%の割合による金員を支払え。
- 3 (1) 処分行政庁が平成25年3月25日付けでした原審原告の平成21年2月21日から平

成22年2月20日まで（以下「平成22年2月期」といい、他の年度の対応する期間も同様に表記する。）、平成23年2月期、平成24年2月期の各事業年度（以下「本件各事業年度」という。）の法人税に係る重加算税の各賦課決定処分をいずれも取り消す。

(2) 処分行政庁が平成25年3月25日付けでした原審原告の平成22年2月期、平成23年2月期、平成24年2月期の各課税期間（以下「本件各課税期間」という。）の消費税及び地方消費税に係る重加算税の各賦課決定処分をいずれも取り消す。

(3) 処分行政庁が平成25年4月24日付けでした原審原告の平成22年4月及び平成23年2月の各月分の源泉所得税に係る不納付加算税並びに平成23年10月から同年12月まで及び平成24年2月の各月分の源泉所得税に係る重加算税の各賦課決定処分をいずれも取り消す。

4 被控訴人は、原審原告に対し、311万3925円及びこれに対する平成21年2月25日から支払済みまで年7.3%の割合による金員を支払え。

5 被控訴人は、原審原告に対し、4472万1600円及びこれに対する平成25年3月25日から支払済みまで年7.3%の割合による金員を支払え。

第2 原審参加人の控訴の趣旨

1 原判決中原審参加人敗訴部分を取り消す。

2 原判決「事実及び理由」欄の「第1 請求及び参加の趣旨」中の原審参加人の請求に記載された請求（原判決別紙「独立当事者参加の申出書」の「請求の趣旨」記載のもの）を求める。

第3 事案の概要

1 本件は、第1事件として、原審原告が、被控訴人に対し、

(1) 平成24年12月から平成25年2月にかけて実施された原審原告に対する税務調査における調査担当者の違法行為によって損害が生じたと主張して、国家賠償法1条1項の規定による損害賠償請求権に基づき、慰謝料7億2450万円及びこれに対する同年3月25日から支払済みまで民法（平成29年法律第44号による改正前のものを指す。以下同じ。）所定の年5%の割合による遅延損害金の支払を求める（前記第1の2）とともに、

(2) 処分行政庁が平成25年3月25日付けでした原審原告の本件各事業年度又は本件各課税期間に係る法人税、消費税及び地方消費税に係る重加算税の各賦課決定処分の取消し、平成25年4月24日付けでした原審原告の平成22年4月及び平成23年2月の各月分の源泉所得税に係る不納付加算税並びに平成23年10月から同年12月まで及び平成24年2月の各月分の源泉所得税に係る重加算税の各賦課決定処分の取消しを求め（前記第1の3（1）から（3）まで）、

(3) 平成21年2月25日から平成24年3月25日までの原審原告代表者の給与所得に係る源泉所得税について、国税通則法（以下「通則法」という。）56条1項の規定による過誤納金返還請求権に基づき、過誤納金311万3925円及びこれに対する平成21年2月25日から支払済みまで通則法の規定による年7.3%の割合による還付加算金の支払を求め（前記第1の4）、

(4) 原審原告が平成22年度から平成24年度までに納付した①法人税及びその重加算税、②消費税・地方消費税及びその重加算税、③源泉所得税及びその重加算税・不納付加算税、④法人県民税・法人事業税・地方法人特別税及びその重加算金、⑤法人市民税について、通則法56条、地方税法17条又は地方法人特別税等に関する暫定措置法13条2項に基づき、

合計4472万1600円及びこれに対する平成25年3月25日から支払済みまで通則法又は地方税法の規定による年7.3%の割合による還付加算金の支払（以下、上記①から⑤までに係る各過誤納金返還請求権を併せて「本件各過誤納金返還請求権」という。）を求め（前記第1の5）、

また、第2事件として、原審参加人が、被控訴人及び原審原告を相手方として独立当事者参加の申出をし、前記第2の2の請求をする事案である。

原審が、原審原告の訴えのうち、処分の取消しを求める部分（前記第1の3（1）から（3）まで）をいずれも却下し、その余の請求をいずれも棄却し、原審参加人の参加申出を却下したところ、これを不服とする原審原告及び原審参加人が控訴した。

2 前提事実、争点及び争点に関する当事者の主張（当審における当事者の主張を含む。）は、原判決の「事実及び理由」欄の第2の3及び4並びに第3に記載のとおりであるから、これを引用する。ただし、原判決を次のとおり訂正する。

（1）原判決5頁2行目から3行目にかけての「（以下「本件調査担当者」という。）」を削除し、4行目の「という。」を「といい、本件調査を担当した関東信越国税局の職員らを「本件調査担当者」という。」と、7行目の「平成22年」から8行目の「課税期間」までを「本件各事業年度又は本件各課税期間」とそれぞれ改め、12行目の「（長岡税務署長）」を削除し、16行目の「平成22年」から17行目の「各事業年度」までを「本件各事業年度」と、23行目の「平成22年」から24行目の「各課税期間」までを「本件各課税期間」とそれぞれ改める。

（2）原判決6頁9行目の「本案前の争点」を「原審原告の請求に係る本案前の争点について」と、11行目の「本案の争点」を「原審原告の請求に係る本案の争点」と、12行目の「国家賠償請求権の存否」を「本件調査担当者による本件調査が国家賠償法上違法となるか否か」とそれぞれ改め、16行目と17行目の間に次のとおり加え、18行目の「本案前の争点」を「原審原告の請求に係る本案前の争点」と改める。

「（3）原審参加人の参加の申出に係る本案前の争点

参加の申出の適法性

（4）原審参加人の参加の申出に係る本案の争点

原審参加人の請求の当否」

（3）原判決7頁3行目の「通知書」から4行目の「2月」までを「本件各処分に係る通知書の送達を受けた日の翌日から起算して2月以内」と、7行目の「本案の争点」を「原審原告の請求に係る本案の争点」と、8行目の「国家賠償請求権の存否」を「本件調査担当者による本件調査が国家賠償法上違法となるか否か」とそれぞれ改める。

（4）原判決8頁1行目の「記載した。」の次に「また、本件各修正申告につき、税理士法人Bは、原審原告の税務代理人ではなく、事案の処理に当たった下級行政機関に当たる。」を加え、4行目の「に基づき」を「の規定による損害賠償請求権に基づき」と、16行目の「調査や処分」を「本件調査、本件各処分及び本件納税告知処分」とそれぞれ改める。

（5）原判決9頁10行目の「返還されていない」を「返還していない」と、14行目の「平成21年ないし23年」を「原審原告は、被控訴人に対し、通則法56条の規定による過誤納金返還請求権に基づき、平成21年から平成23年まで」とそれぞれ改める。

（6）原判決10頁1行目の「原告が平成22年度ないし平成24年度」を「原審原告は、被控

訴人に対し、原審原告が平成22年度から平成24年度まで」と、6行目の「別紙」を「原
判決別紙」とそれぞれ改める。

(7) 原判決12頁14行目末尾の次に改行の上で次のとおり加える。

「3 原審参加人の参加の申出に係る本案前の争点について

原審参加人の参加の申出の適法性

(原審参加人の主張)

本件各処分の内容や前提となる本件調査担当者による本件調査には、前記2(1)
(原審原告の主張)のとおり、違法な点があり、そのことを確認するため、また、原審
原告が、被控訴人に対して、国家賠償法1条1項の規定による損害賠償請求権に基づい
て請求する慰謝料7億2450万円のうちの一部は、原審参加人に対し、原審原告から
未だ支払われていない37か月分の役員報酬であることから、原審参加人の参加の申出
は、民訴法47条1項の要件を満たす。

(被控訴人の主張)

原審参加人による参加の申出は、参加の要件を欠き、不適法でその不備を補正するこ
とはできない。

4 原審参加人の参加の申出に係る本案の争点について

原審参加人の請求の当否

(原審参加人の主張)

原判決別紙「独立当事者参加の申出書」の「請求の原因」記載のとおり

(被控訴人の主張)

原審参加人の上記主張を争う。」

第3 当裁判所の判断

1 当裁判所も、原審原告の訴えのうち、本件各処分の取消しを求める部分(前記第1の3(1)
から(3)まで)は、いずれも不適法な訴えであり、その余の請求はいずれも理由がなく、
参加人の独立当事者参加の申出は不適法であると判断する。その理由は、原判決の「事実及
び理由」欄の第3の1及び2に記載のとおりであるから、これを引用する。ただし、原判決
を次のとおり訂正する。

(1) 原判決12頁21行目の「の調査の際」を「に行われた本件調査の際」と、25行目の各
「会社」をいずれも「原審原告」とそれぞれ改める。

(2) 原判決13頁1行目の「の調査の際」を「に行われた本件調査の際」と、3行目の「水害」
を「平成23年7月に発生した水害」と、5行目の「同年4月」を「平成24年4月」と、
11行目の「の調査の際」を「に行われた本件調査の際」と、12行目の「原告の現金を」
を「原審原告代表者と乙とは特別な関係でもあったため、原審原告代表者は、乙を全面的に
信頼し、乙に対して、原審原告代表者の個人の預金の届出印も預けていたのであり、現金管
理を含めて全て乙に委任していた。原審原告の現金を」と、17行目の「代行車」を「運転
代行業による代行車」とそれぞれ改め、同行目の「ことにした」を削除し、18行目の「全
額は、全額が」を「金額は、その全額が」と、26行目の「原告に対し」から14頁1行目
の「記載された」までを「原審原告代表者に対し、長岡税務署において、修正申告書を提出
した場合には、当該修正申告書の提出により納付すべき税額のほか、過少(無)申告加算税
又は重加算税及び延滞税が課されること、修正申告に係る不服申立てはできないが、過少

(無) 申告加算税又は重加算税の賦課決定処分については、不服申立てができること及び修正申告書を提出した場合には、更正の請求ができる期間内においては更正の請求をすることができることなどが記載された」とそれぞれ改める。

- (3) 原判決14頁6行目の「平成22年」から7行目の「課税期間」までを「本件各事業年度又は本件各課税期間」と改め、21行目の「3、」に次に「44の4、」を加え、同行目と22行目の間に次のとおり加え、同行目の「(10)」を「(11)」と改める。

「(10) 原審原告は、平成31年4月16日、国税庁長官に対し、本件調査が不十分、不適切に行われた結果、控訴人に不当な処分が行われたなどと主張して、「関東信越国税局から下された処分取消し」を求めるとして、行政不服審査法3条の規定に基づく審査請求を行ったところ、国税庁長官は、令和元年8月29日付けで、当該審査請求は法令に基づく行政庁に対する処分についての申請が行われておらず、不適法であるとして却下した。(甲1、2、43の2、3)」

- (4) 原判決14頁26行目を次のとおり改める。

「(1) 原審原告の請求に係る本案前の争点(本件各処分の取消訴訟の適法性)について」

- (5) 原判決15頁7行目の「(10)」を「(11)」と改め、17行目を次のとおり改め、21行目の「乙による」を「乙及び税理士法人Bによる」と、26行目の「(2)ないし(4)のとおり、原告代表者は」を「(2)から(4)までのとおり、原審原告代表者は、本件調査において」とそれぞれ改める。

「(2) 原審原告の請求に係る本案の争点ア(本件調査担当者による本件調査が国家賠償法上違法となるか否か)について」

- (6) 原判決16頁8行目から9行目にかけての「原告代表者の署名押印」を「原審原告代表者の署名押印に加えて、本件調査担当者である丁及び戊の各署名押印」と、9行目の「)」ところ、さらに」を「原審原告は、上記各「質問応答書」の署名押印を強要された旨主張するが、原審原告の主張は、本件調査の続いた3か月の間、本件調査担当者による欺罔行為、強要が繰り返された等というものであって、上記各「質問応答書」の署名押印時の強要の内容は明らかではないし、その主張自体不自然であってにわかに信用し難い。加えて」と、11行目の「など」を「(税理士法人Bは、原審原告の税務代理人ではなく、事案の処理に当たった下級行政機関に当たる旨の原審原告の主張は採用することができない。)」と、16行目の「本調査担当者」を「本件調査担当者」と、18行目の「違法な行為」を「本件調査担当者による違法な行為」と、21行目の「本案の争点アに係る原告の主張」を「原審原告の請求に係る本案の争点アに関する原審原告の主張」と、22行目の「本案の争点ウ」を「原審原告の請求に係る本案の争点ウ」とそれぞれ改める。

- (7) 原判決17頁2行目の「やはり原告の主張によれば」を「前記認定事実(2)から(4)までによれば、原審原告代表者は」と、3行目の「役員報酬は」を「役員報酬について」と、4行目の「指示していたというのである」を「指示していたことが認められる」と、5行目の「解される状態にある」を「いうことができる」と、8行目から9行目にかけての「立証も十分にはされていないものといえる」を「立証がされたとはいえない」と、10行目の「本案の争点ウに係る原告の主張」を「原審原告の請求に係る本案の争点ウに関する原審原告の主張」と、11行目の「本案の争点エ」を「原審原告の請求に係る本案の争点エ」とそれぞれ改め、17行目の「項」の次に「(令和2年法律第5号による改正前のもの)」を、1

9行目の「法」の次に「(平成28年法律第13号による廃止前のもの)」をそれぞれ加え、22行目の「これ」を「過誤納金の還付及び還付加算金の支払」と、23行目の「本案の争点エに係る原告の主張」を「原審原告の請求に係る本案の争点エに関する原審原告の主張」とそれぞれ改める。

(8) 原判決18頁10行目の「入金から約3週間経過後の平成25年5月16日」を「645万円の2度目の納付がされた平成25年4月26日から約3週間が経過した後の同年5月16日」と改め、19行目の末尾の次に改行の上で次のとおり加える。

「(5) 原審参加人の参加の申出に係る本案前の争点(原審参加人の参加の申出の適法性)について

既に係属している訴訟に独立した当事者として参加するためには、民訴法47条1項に定められている「訴訟の結果によって権利が害されることを主張する第三者又は訴訟の目的の全部若しくは一部が自己の権利であることを主張する第三者」に該当する必要がある。本件各処分は、法人である原審原告に対してされたものであり、本件各処分に基づく所定の税額を納付したのも原審原告であるから、本件各処分がされたことにより、原審参加人の利益が侵害されることがあるとしても事実上のものにとどまり、第1事件の判決の結果により、原審参加人の法律上の地位が影響を受けることにはならない。

また、第2事件において原審参加人が請求する内容(原判決別紙「独立当事者参加の申出書」の記載)に照らしても、第1事件の目的である権利の全部若しくは一部が原審参加人の権利であることを主張するものと認めることもできない。

したがって、原審参加人の独立当事者参加の申出は、民訴法47条1項の定める要件を満たさない不適法なものであるというべきであるから、却下を免れない。」

2 結論

以上のように認定判断をしたところは、当審における原審原告及び原審参加人のその余の補充主張によって左右されるものではない。

よって、原判決は相当であり、本件各控訴はいずれも理由がないから棄却することとし、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第15民事部

裁判長裁判官 中村 也寸志

裁判官 関根 規夫

裁判官 餘多分 亜紀